

# 令和7年第1回館山市国民健康保険事業の運営に関する協議会

## 議事録（審議事項）概要

### 《審議事項（諮問）》

#### < 審議事項 >

（１）令和6年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案について

（２）令和7年度館山市国民健康保険税の課税額の改正案について

（３）令和7年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案について

上記、審議事項について説明等を行いました。その概要については以下のとおりです。

#### < 説明概要 >

今回議題として三つ挙げております。簡単に全体の概要を説明したいと思います。

審議事項の１につきましては、国民健康保険会計の補正予算案、この補正予算案とは何かということで新任委員もいますので簡単に説明します。まず基本的には国保会計の収入と支出がどうなるかということで、あらかじめ当初予算というのを組みます。今回も12月を過ぎまして1月、あと残り2ヶ月ということで、実際に収入がいくらになったか支出がいくらになるかという決算見込みが見えてきた中で、当然収入が当初の計画よりもお金が余計に余った、またはちょっと足りないというのを精査する形で決算に向けてお金の平準化というような形でやるのが補正予算案になります。これについては例年の定例的な作業という形にはなりません。

議題2につきましては、国民健康保険の保険税の課税額の見直し、基本的には引き上げの案になります。こちらについては国民健康保険の被保険者、市民の方に影響が出てくる形になりますので、事務局の方で十分説明いたしますので慎重な審議等を経て、判断をいただければと考えております。

三つ目についてはこちらも定例的な先ほど言った来年度の当初予算案、来年度収入がどうなるか、支出どうなるかどんな項目に対して支出していくか、というのを示しておきまして、これについても定例的なものではございますが、歳入については、この議題2の国保税の引き上げを前提として作っておりますので、関連する部分とはなってございます。

この3本になりますけれども審議の方よろしくをお願いします。

審議事項の1、令和6年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案について説明いたします。補正予算については当初予算の予算成立後にいろいろな事情

に応じて、年度途中で予算を追加変更する予算となります。現在の予算額は、歳入歳出ともに５５億５４４３万４０００円となっております。この予算額から補正額１億１４２８万６０００円を増額しまして、補正後の額を５６億６８７２万円にしようとするものです。なお、今回の補正はそれぞれの予算科目で金額が確定したことに伴い、予算額をその金額に合わせようとするものです。

補正予算案の内容について主なものを説明させていただきます。まず歳入、１．繰入金の補正につきましては、国の法令および通知に基づき決められた計算方法によりまして、保険税の軽減分などを一般会計から国保会計に繰り入れております。この度金額が確定したため、それぞれの繰入金を増額または減額するものとなります。次に、２．繰越金の補正については、前年度令和５年度決算の剰余金を繰越金として令和６年度に収入したため、その金額に合わせて増額するものとなります。続きまして歳出、２番の基金積立金の補正についてですが、今回の歳入補正額から歳出の１．事業費納付金と３．諸支出金の補正額を差し引いた残りの金額について、財政調整基金へ積み立てるための増額となります。なお３．諸支出金については、前年度の補助金等の精算に伴い、国および県に返還する金額が確定したため増額するものとなります。以上で補正予算案の説明を終わらせていただきます。

審議事項の２、令和７年度館山市国民健康保険税の課税額の改正案について説明をいたします。今回の改正案の概要ですが、読み上げさせていただきます。館山市の国民健康保険事業の健全な運営を図るため、令和５年度時点で計画された令和７年度の国保税課税額の引き上げについて、今年度の決算見込みおよび今後の国保会計財政状況の推計を踏まえ、改めて必要となる課税額を改正案として提示するものです。課税額の引き上げ額ですが令和５年度時点の計画案では、令和６年および令和７年度の２ヶ年で、１人当たり１万６０００円引き上げることとし、各年度８０００円ずつ引き上げるというものでした。今回提案する改正案では、令和８年度に県標準税率による課税額まで引き上げることとし、令和７年度に１人当たり１万１０００円、引き上げるとするものです。具体的な課税額等については後ほど税務課の方から説明をいたしますが、市民課からは引き上げの必要性について説明をさせていただきます。

平成３０年度からの国保財政の仕組みから説明をさせていただきます。 から までの流れをそれぞれご説明いたします。まず ですが、県は市町村ごとの納付金を決定し、納付金を集めるために必要な保険税の標準的な保険料率を市に示します。次に 、市は県が示した標準保険料率を参考に保険税を決定いたします。続いて 、国保加入者は保険税を市に納付いたしまして、市は保険税等を財源に、県に納付金を納付いたします。次に 、県は市町村から集めた納付金等を財源に、保険給付に必要な交付金を市に支払います。続いて 、市は交付金を財源に の国保加入者の自己負担額を除いた保険給付費を医療機

関に支払います。これが現在の仕組みとなります。まとめますと、疾病などで給付をするリスクのある保険給付費については全て県が負担をしてくれます。代わりに県が決めた金額を市は納付金として納付いたします。納付に必要な保険税は県が示しますというものになります。

この仕組みによる国保会計歳入歳出予算の相関図を帯グラフに示してあります。これは昨年度に決定した、国保税の引き上げ計画をベースに作成しています。県に納める納付金を、歳出の茶色になりますが表示してあります。本来これは歳入の国保税と県交付金で賄われるべきものですが、オレンジ色の部分、一般会計繰入金財源としてあっています。これは低所得者層や未就学児など市が税を軽減した分について、法定により市が一般会計から繰り入れているので国保税相当とみなすことができます。ここで注目していただきたいのが、斜線の部分となります。国保税額が少ないことで、一人あたり2万2000円の歳入不足が生じており、国保会計の貯金に当たる財政調整基金を取り崩して補填している状況です。歳入不足が生じる限り、財政調整基金は年々目減りすることとなります。

次に、折れ線グラフをご覧ください。1人当たりの納付金と保険税の推移について1000円単位で表示してあります。まず青色の線については、県が市にこれだけ収めるように言っている納付金の金額です。オレンジ色の線は国保税としてこれだけ集めれば納付金が払えると県が提示する県標準税額となります。グレーの線が実際の市の国保税額となります。オレンジとグレーの線を見ていただきますと、令和4年度まではある程度の差はあるもののオレンジの県標準税額に近い形でグレーの保険税が推移しています。ところが令和5年度になりますと、この差が開きまして1人あたり2万2000円と大きな乖離が生じています。昨年度、この乖離を埋めるべく令和6年度と令和7年度、それぞれ8000円を引き上げ、二ヶ年で1万6000円引き上げる計画としたところですが、これがグレーの令和6、令和7の実線部分となります。ここで棒グラフ、財政調整基金の状況をご覧ください。折れ線グラフと対比させてあります。令和4年度までは、取り崩し額と1年遅れとなる積立金がほぼ同額で均衡が取れておりましたが、この間の基金残高は5億円程度で推移しています。令和5年度に「県標準税額」と「国保税額」に乖離が生じますと、基金残高は令和5年度に1億1千万円ほど減少いたしました。そして、国保税を引き上げた令和6年度の決算見込み額を推計し精査したところ、基金残高は令和5年度から更に1億7千万円減少し、国保財政の安定運営に必要と言われている3億円を下回る見込みとなりました。改めて納付金の折れ線グラフをご覧ください。国保事業の安定運営を図るためには、令和7年度に直ぐにでもグレーの国保税額をオレンジの線の県標準税額の13万円まで上げたいところですが、今年度と比べ1万9000円の引き上げとなることから、激変緩和措置として、令和8年度までの2カ年で「県標準税額」見込みとなりますが13万3000円まで引

き上げることとし改正案を取りまとめました。その改正案が、グレーの点線の部分、令和7年度・令和8年度の部分となります。結果として、令和7年度の「国保税額」は一人当たり12万2000円となり、当初の計画の8000円引上げから3000円多い1万1000円の引上げとなります。激変緩和措置により財政調整基金は一時的に2億円を切ってしまいますが、その後2億円から3億円程度を確保できるものと考えております。詳しい税額につきましては税務課のほうから説明をさせていただきます。

私の方からは具体的な税率の改正案について提案させていただきたいと思えます。ただ今、説明のありましたとおり、令和8年度に標準保険税額と市の税収を合わせること为目标とし、令和7年度と令和8年度の2年度で負担が平準化するように保険税率を設定したものが、(1)の「令和7年度保険税率改正案」になります。まず、国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分の合計額が税額になっています。それぞれの区分に所得割、均等割があり、医療給付費分についてのみ世帯を単位としてかかる平等割があります。改正案ではすべての項目での引き上げとなります。令和6年度と比べると、所得割の合計で1.24%、均等割・平等割の合計で9,200円の引き上げ幅となります。引き上げ幅のみを見てもわかりにくいので、実際の税額が改正案でどの程度になるかを、モデル世帯を設定して計算したものを示しましたので、後ほどそちらで説明させていただきます。続きまして、資料として令和6年度に税率の引き上げを行った市町と館山市の令和6年度現行保険税率との差を示したものを参考に掲載いたしました。各市町村の令和7年度の税率はまだわかりませんが、館山市含め18の自治体で引き上げを予定しているとのことです。続きまして、国保加入者の課税所得別割合、世帯人数別割合を掲載いたしました。所得段階では、200万円までに91%の人が入っているような状況です。世帯人数では1人世帯が1番多く、2人世帯までで92.5%を占めている状況です。それでは、改正案をモデル世帯に落とし込んで、実際の税額がどの程度になるかを計算したものを示しました。まず、表が令和5年度までの税率で税額を計算したものとなります。世帯構成を大人1人世帯、大人2人世帯、大人2人と子ども1人世帯とし、それぞれ世帯所得を50万円から800万円までとした場合の税額を示しています。例えば、大人1人で所得50万円の世帯では、税額が39,800円となります。税額のオレンジ、黄色の着色は軽減世帯であること示しており、オレンジは5割軽減、黄色は2割軽減となります。この軽減というのは、世帯所得が軽減判定所得より低い場合に均等割と平等割を軽減する制度であり、軽減割合は7割5割2割があります。それぞれ適用される基準額は表の「軽減判定所得(簡易版)」に記載されている額となります。表が令和6年度の税率で税額を計算したものとなります。表が令和5年度との差額を示したものになります。今回改正案は青色の令和7年度の表となります。表が令和6年度との差額となります。実際に改正

案をみると、大人1人、所得50万円の世帯では保険税額は年間で48,400円、今年度との差額ですと5,500円です。大人2人、小人1人世帯で所得200万円の世帯では、年間で334,300円の税額になります。今年度との差額では、32,900円になります。最も差額が大きいところで、大人2人、小人1人世帯で所得800万円の場合は、差額は91,700円となります。国民健康保険は通常8期での支払いとなりますので、モデル世帯の中では館山市で最も多い層と考えられる所得200万円世帯では、1期当たり4,000円程度増加となる計算です。

以上が、実際の税額の引き上げイメージとなります。令和8年度の税率につきましては、同様の改正を予定しておりますが、令和6年度の決算状況と令和7年度財政状況を踏まえて改めて検討することとします。引き上げ幅が大きいため、市民の負担が大きくなってしまいますが、国保運営上、必要な引上げとなりますのでご審議のほど、よろしく願いいたします。なお、本日の審議の結果に基づいて、館山市国民健康保険税条例について、所要の改正を行います。以上です。

審議事項(3)の「令和7年度当初予算案」について、説明させていただきます。「令和7年度 当初予算案総括表」となります。全体の予算規模ですが、歳入歳出ともに53億4,975万1千円となっております。令和6年度と比較しまして2億320万3千円減少しました。全体の予算が減少した主な理由は被保険者数が減少し、全体の予算規模が縮小しているためです。なお、「1人あたり当初予算額」の表の増減をご覧くださいとわかりますが、全体の予算は減少しておりますが、1人あたりの予算額は前年と比較しまして19,112円増加をしています。主な要因としては、医療費等の保険給付費が14,000円ほど、事業費納付金が1人あたり約3000円あがっていることが原因となっております。表に から までの番号をふってあります。歳入となりますが、主なものを説明します。国民健康保険税については、当初予算額9億6,828万9千円となっております。国保加入者に納めていただく保険税となっております。現年度課税分について、税率の引き上げにより増加をしています。次に の保険給付費等交付金ですが、当初予算額37億6,355万2千円となっております。このうちの普通交付金は、県が市町村からの納付金を財源に、保険給付に必要な費用が交付されるものです。特別交付金は、市町村の医療費削減などの取組や財政状況、特殊要因や事業に応じて県が交付をする交付金となっております。続いて の他会計繰入金ですが、当初予算額4億1,892万1千円となっております。これは、低所得者や未就学児、産前産後の保険税の軽減分について、国の法令や通知に基づき、一般会計から国保会計に繰り入れているものです。つづきまして、歳出の主なものとなります。保険給付費、当初予算額37億9,637万5千円となっております。国保加入者の医療費や死

亡した際の葬祭費、出産した際の一時金等の給付費用となっております。全体予算は減少していますが、1人あたりでは増加をしています。次に の国民健康保険事業費納付金です。当初予算額13億9,343万円。これは国保税等を財源に県に納める納付金です。納付金額は、県が市町村ごとに、被保険者数、医療水準、所得水準を考慮して決定しております。最後に が特定健康診査等事業費となります。当初予算額で3,724万4千円。これは、法律に基づき実施する特定健診や保健指導等の経費となります。将来の医療費の削減のために生活習慣病の発症や重症化予防、服薬指導等により医療費の抑制を図っております。当初予算の説明は以上となります。

< 質疑応答（要旨） >

【質疑】

被保険者に負担をかける保険税額の引き上げしか術がないのか、そこが被保険者からすると知りたいと思う。基金が底をついてきている話は前回あったので、そこに頼れないのは見通しとして示されていた。だから個人負担しかないということになっているが、もうそこしかないことを訴えていかないと議会は通らないだろうし、市民も納得いかないじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【回答】

国民健康保険は「みんなでお金を出し合い、そのお金と国・県・市からの法定の負担金で医療費を賄い、被保険者は原則3割自己負担とする」という仕組みです。その中で、県が試算して示す「オレンジ色」の部分は、国保税として被保険者から集めるべき原資であり、市は国保税を財源に納付金を県に納めることで、県から大きな額の交付（概ね10億円納めて30億円受け取るイメージ）を受けています。今回の急激な国保税の引き上げは、過去にこのオレンジ色の水準まで十分に上げてこなかった結果として生じたものであり、本来であればもっと長期的に少しずつ引き上げておくべきでしたが、現状では「オレンジ色の水準まで上げること」が避けられない状況です。また、国や県、市が負担している分を、法律で定められている以上に増やすことはできず、「他からお金を充てる」という選択肢は実質的にありません。税負担を下げるには、県が示す「1人当たりの納付金額」が下がる必要があります、そのためには市全体として医療費を削減していくこと、具体的にはジェネリック医薬品の利用や検診受診による重症化予防などで医療費の総額を抑えることが必要ですし、そうした取組によって初めて「集める税金を下げる」ことが可能になります。現実的には他の財源を充てる余地はなく、被保険者負担によるオレンジ色の部分の確保が避けられない状況です。

【質疑】

資料2 - 2「1人当たり給付金および保険税の推移」の棒グラフで、令和4年から令和5年にかけて、オレンジ色の県の試算が急激に上がっている。そこが上がって、市の保険税もさがったから大きく乖離がでて、多く支払わないといけないから令和6年以降に影響出たと思う。この県の試算が上がったのはどんな理由が考えられるのでしょうか。

【回答】

県が納付金を算定する際には、市町村ごとの被保険者数、医療水準、所得水準といった複数の指標が用いられます。特に令和5年度に県納付金が急増したのは、前年度（令和4年度）に国保税を算定する基礎となった「所得」が大きく増加し、その結果、県全体の中での館山市の所得の割合が上昇したためです。この所得増加の主な要因としては、新型コロナ関連の給付金が令和3年中に事業主などに支給され、それが令和4年度課税分の所得に算入されたことが挙げられます。そのため、令和5年度の県への納付金額が大きく押し上げられました。なお、納付金の算定に用いる所得は「過去3年間の平均」で見ていく仕組みであるため、このコロナ給付金による所得増の影響は3年間続き、令和5・6・7年度の納付金に反映されています。

【質疑】

県の設定したオレンジ色のラインより上がることはないのでしょうか。

【回答】

県が示すオレンジ色のラインは、「この額を集めれば県への納付金を納めることができる」という水準であり、本来はその額を集めていれば問題はありませんでした。市としては、このラインを超えて国保税を上乗せして徴収すること自体は制度上不可能ではないが、その場合には「追加で集めた分を何に使うのか」を明確に説明しなければ、市民の理解は得られないと思います。基本的な考え方としては、県の示すオレンジ色を超えて上げる必要性はなく、逆に県側が納付金水準を引き上げた場合には、それに見合うよう市の国保税も引き上げていかなければ、財政調整基金を取り崩すことになります。また、予算と決算の差により、実際の納税額が予測より多くなる場合には、その差額は財政調整基金に積み立てていくことになるため、計画上は令和8年度時点で県水準に達した段階で、おおむね3億円程度の安定財源を確保できるのではないかと考えています。県が示す1人当たり納付額自体は今後も上昇傾向で推計されており、現時点では据え置きや減額を前提とした見通しを立てるのは危険なので、当然上がっていく想定で推計はしています。

【意見】

医療費の削減というか抑えるために、「だん暖たてやま」を使って、健康作り、介護予防のためのサロン活動があることを周知していただきたい。「社協たてやま」が年に4回出るのでそちらには出ているのだけれど、「だん暖たてやま」の方では見たことがないので、「だん暖たてやま」に出ればもう少し違ってくるのかな、成果が上がるかなっていうことが一つ。

もう一つ、セカンドオピニオンと勘違いして、重複受診、はしご受診しているような人がある。あのお医者さんちょっと怪しいからもう一つ行こうか、その辺で結構負担もあるのではないかと思う。「だん暖たてやま」には、柔道整体師と外科の重複はいけないとか、あるいは仕事上の事故や交通事故については適用できませんとか見たことあるけれど、重複受診がいけないという意識がすごく少ないです。半分ぐらいしかわかってないので、その辺も周知していただければなと思います。ちょっと話がぶれてしまったのですがお願いします。

《審議事項結果（答申）》

審議事項（１）令和６年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案、  
審議事項（２）令和７年度館山市国民健康保険の課税額の改正案、  
審議事項（３）令和７年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案、  
については、原案どおり承認する。